

奈良県公安委員会告示第551号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、香芝市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年9月18日

奈良県公安委員会
委員長 菊池 武之祐

旅客の運送の用に供する自動車が 停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車をする旅客の運送 の用に供する自動車の範囲	停留所における左欄の停車又は駐 車が道路又は交通の状況により支 障がないものとなるようにするた め必要と認める事項
停留所名称	所在地		
白鳳台二丁目	奈良県香芝市白鳳台二丁目17番地2先	香芝市コミュニティバス（道 路運送法（昭和26年法律第183 号）第78条第2号による自家用 有償旅客運送のうち、同法第79 条の2第1項第5号に定める事 業協力型自家用有償旅客運送） の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車は、左欄に係る運行 時間内に限る。 最左欄の停留所を使用している 一般乗合旅客自動車運送事業者と 運行時刻について調整を図ること。